

# 大阪にふさわしい大都市制度推進協議会

## 第7回協議会 議事録

日 時：平成25年1月18日(金) 14:00～16:20

場 所：大阪府議会 第1委員会室

出席者：浅田均会長、辻淳子副会長、松井一郎委員、橋下徹委員、横倉廉幸委員、  
(名簿順) 今井豊委員、大橋一功委員、東徹委員、清水義人委員、林啓二委員、  
花谷充愉委員、中村哲之助委員、大内啓治委員、坂井良和委員、明石直樹委員、  
高山仁委員、木下吉信委員、柳本顕委員、小林道弘委員、山中智子委員

(浅田会長)

それでは、ただいまから第7回大阪にふさわしい大都市制度推進協議会を開会させていただきます。

委員各位におかれましては、ご出席いただきまして、ありがとうございます。

まず、定足数ですが、この協議会、本協議会規約第6条第2項により、2分の1以上の20名全員の委員が出席いただいておりますので、定足数に達し、会議が成立しておりますことをまずご報告しておきます。

それでは、早速ですが、本日の協議に入らせていただきます。

区割り試案につきましては、市長のほうから提出資料に基づきご説明をいただき、ご質問、ご議論いただきたいと思います。その後、自民、民主、共産から資料の提出がなされておりますので、その議論の時間をとらせていただきたいと思います。

それでは、橋下委員から、区割り試案の説明をお願い申し上げます。協議時間をできるだけ多くとりたいと思いますので、説明に関しましてはできるだけ簡潔をお願い申し上げます。以上です。

(橋下委員)

大阪市長の橋下です。

詳細は事務局から説明させますが、区割り案としては、お手元の資料の4ページ、5ページ、この4案が、これは市長案として取りまとめて皆さんにご提示するものです。さらに、文章化しておりませんが、住之江区の咲洲地区を分けて臨海部のほうにつけるべきでないかという思いもありまして、それはまだ正式な4案の中としてはお出しはしていませんけれども、そういう考え方もご検討をいただきたいと思います。それは考え方ということなので、皆さんにそういう考え方を示したところでもありますけども、住之江区のところを、咲洲地区は臨海部につけることも検討すべきではないかというところをコメントとして付記をさせていただきます。

あと、詳細は、ちょっと事務局のほうから説明お願いします。

(事務局)

事務局の大阪市都市制度改革担当理事の東山でございます。私のほうから資料1に基づきましてご説明をさせていただきます。失礼させていただいて、座らせていただきな

から説明させていただきます。

まず、基本的な考え方でございますが、資料1の3ページをお開きください。

3ページの上段の区割り試案の位置づけでございますが、前回の本協議会で、大阪府、大阪市それぞれの広域自治体機能を一元化することなどを大阪の大都市制度の方向性といたしまして、今後法定協議会を設置して議論を深める方針を確認いただいたところでございます。この区割り試案は、この方針を受けまして大阪市を特別区に再編する際の区割り試案としてお示しさせていただくものでございます。

この区割り試案につきましては、ポツの2つ目でございますように、大阪市の公募区長が行政区のブロックの区割り案としてまとめたものでございまして、それを市長の試案といたしたものでございます。

各区長は、将来の特別区が担う事務や、それに伴う行政需要でございましたり、それに充てる財源など、特別区の制度設計に関して基本情報がない中で、先行して取りまとめたものでございます。今後、法定協議会も含めまして、さまざまな議論のたたき台としてでありまして、最終的には住民の理解が得られるような最終案を作成することといたしております。

下段の区割り試案を検討するに当たっての基本的な考え方でございますが、これは区長が検討した観点でございます。大阪市は24区という政令市で最多の行政区数でありながら、区域、人口、面積とも規模が小さいという状況を踏まえまして、1つ目のポツでございますが、ブロック化に当たりましては、市政改革の基本原則でありますニア・イズ・ベター、あるいは行政運営の効率化や施策単位の最適化を基本の視点としつつ、また、将来の人口規模に配慮するため、直近の国勢調査の平成22年から、25年後でございます平成47年度の将来推計人口を基準に、7ブロック案と5ブロック案の2パターンを作成いたしました。その上で都心部の集積をどう扱うかという観点から、北区と中央区を合体して、この集積をより高める案と、集積を分離して多芯化、多角化を図る案の2つを作成しております。また、各々の区域につきましては、コミュニティへの一体性を確保する観点から、鉄道網の状況や行政機関等を勘案し、また、合区・分区の歴史等を勘案して検討いたしました。

4ページ、5ページにつきましては、先ほど市長のほうでございました、4通りの区割り案を22年、47年の人口推移とともに掲載をさせていただいております。

また、6ページ、7ページには、各ブロック案の比較一覧表を掲載いたしておりますが、個々のブロック案につきましては8ページからでございます。8ページ、9ページには、7ブロック案で、上段の8ページには北区・中央区の分離案、下9ページには北区・中央区合体案となっております。それぞれのブロックにつきまして上下ともご説明をさせていただきます。

まず、Aブロックにつきましては、上下の両案ともに、都島区・北区が一体であった歴史的経過を踏まえつつ、上の分離案では福島区を加えまして、梅田・京橋・福島という東西軸の商業地域を集積、また、下の合体案では、都島、北と中央区とを一体にして、梅田・難波・京橋で市内中心部の集積を一段と図ることで地域経済を牽引するエリアとなることを目指すものでございます。

次に、Bブロックでございますが、両案ともに西淀川区・此花区・港区という港湾地

区と商業地区である西区を一体とした上で、歴史的な経緯も踏まえまして、上の分離案ではそこに大正区を加えて、また、下の合体案では福島区を加えたものでありますが、双方ともに商業地域を後背地とした一体的な港湾開発を目指すものでございます。

Cブロックにつきましては、両案とも天王寺区・浪速区が一体であった歴史を踏まえつつ、上の分離案では、そこに中央区を合わせまして淀屋橋・難波・天王寺と南北軸に商業地域の集積を図るものでございます。また、下の合体案では、天王寺・浪速に東成区・生野区を加えて、鶴橋・難波・天王寺と、東西軸によるまちづくりを意識したものとなっております。

Dブロックでございますが、両案とも同じ割り方でありまして、ともに歴史的経緯などから淀川区と東淀川区を一体とするもので、北部住宅地域の集積を図っているところでございます。

Eブロックにつきましては、両案とも過去には一体の地域であり、鉄道、幹線の結びつきの強い城東区・旭区・鶴見区を1つにするものでございまして、上の分離案ではさらに東成区を組み入れておりますが、ともに東部住宅地域の集積を目指していくものでございます。

Fブロックでございますが、両案ともに市内南東部の住居地域を集積するものでありまして、平野区・東住吉区を合わせるほか、上の分離案では、そこに生野区を加え、南北軸のまちづくりを目指すとともに、下の案では阿倍野区を加え、阿倍野を拠点とした放射状の開発を目指していくものであります。

最後に、Gブロックでございますが、両案ともに過去に一体でありました住吉区・住之江区・西成区を合わせた上で、上の分離案は阿倍野区を組み入れ、西南部の港湾地域と隣接の南部住宅地域を集積させ、住居地域を後背地にした港湾開発を目指し、下の合体案では、大正区を加え、西南部の港湾地域と隣接の住居地域を集積して一体としたまちづくりを目指すものでございます。

なお、ブロックの考え方につきましては、鉄道網等による結びつきを重視しておりますが、鉄道網の体系をその次、10ページ、11ページにお示ししております。

次に、5ブロック案につきましては、同様に12ページから13ページにかけて、北区・中央区の分離案と北区・中央区の合体案ともに掲載をさせております。

まず、Aブロックでございますが、上下両案ともに、過去に一体であった淀川区・東淀川区に都島区を合わせた上で、上の分離案では北区と一体化して、北部住宅地域と商業地域を集積させ、梅田・新大阪・京橋を拠点とする商業・経済活動を一体化するものでございます。また、下の合体案では、淀川、東淀川、都島に旭区を加え、北東部に住宅地域を集積させまして、新大阪、京橋を拠点にしたまちづくりを目指すものでございます。

Bブロックにつきましては、上の分離案では此花区・港区・大正区・西淀川区・住之江区と港湾地域をすべて一体化した上で、福島区を組み入れて、隣接商業地である福島と一体となった港湾開発を目指すものでございます。下の合体案では、住之江区を除く港湾地域を一体にして、福島区・西区を組み入れ、住・商・工のバランスがとれた一体的なまちづくりを念頭に置くものでございます。

次に、Cブロックにつきましては、歴史的経緯や交通による結びつきから、城東区・

東成区・生野区・鶴見区を一体とし、その上で、上の分離案では旭区も加えておりますが、両案ともに東部住宅地域の集積による南北軸によるまちづくりを目指しているものでございます。

Dブロックにつきましては、南東部の住宅地域でございます平野区・東住吉区・住吉区を一体とした上で、分離案では阿倍野区を組み入れまして、阿倍野区を拠点とした放射状の開発を念頭に置き、合体案では住之江区を組み入れて南部住宅地域を集積させ、東西軸によるまちづくりから港湾地域への発展を視野に入れるものでございます。

最後、Eブロックでございますが、分離案につきましては、大阪市の中心部分に位置する西成区・中央区・西区・天王寺区・浪速区を一体化して、JR環状線の内側を中心に、集積した商業地域を核にまちづくりを目指すものでございまして、合体案では、北区・中央区に西成区・天王寺区・浪速区・阿倍野区を組み入れまして、市内中心部を貫く中枢地域と商業地域を一体化し大阪の発展を牽引させるとともに、中心商業地区と天王寺・西成、阿倍野といった住居地域とのバランスがとれたまちづくりを目指そうとしているものでございます。

14ページ、15ページは、先ほどと同様に、鉄道網の体系をそれぞれのブロックに落とし込んだものでございます。

なお、参考資料といたしまして、18ページ以降、4案それぞれにつきまして面積や人口、市民利用施設の分布状況、行政機関の分布状況、生徒数など、小・中学校の概況を取りまとめておりますとともに、26ページには過去の分区・合区の経過として明治22年の市制施行以来の各区の変遷をイメージしたものを添付いたしておりますが、説明につきましては省略させていただきます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

(浅田会長)

橋下委員、何か補足はないですか。

(橋下委員)

ないです。

(浅田会長)

それでは、ただいま東山さんのほうからご説明いただきましたが、このご説明につきまして資料の確認、あるいはご質問、ご意見がございましたら、挙手してご発言いただきたいと思ひます。繰り返し申し上げておりますが、発言されます場合はインターネット配信をしておりますので、まず、挙手していただいた上で、私のほうから指名させていただきますので、マイクを通してご発言いただきますよう、よろしくお願ひ申し上げます。資料の確認、ご質問、ございませんか。

木下委員。

(木下委員)

自民党の木下でございます。

先ほど市長のほうから、一部、いわゆる住之江区の一部地域をどこかのブロックへ編入するかというようなお話も含めて検討いただきたいというお話がありましたけれども、これ、もしそういう形のものを前提ということになれば、当然ここに資料として配付されたデータベースはすべて変わってくることになりますよね。ちょっとその辺のところのご説明だけいただけませんか。

(橋下委員)

ですから、市長案としてはこの4案ですけれども、さまざまな検討状況、これは、僕は次の法律に基づいた法定協議会の中で委員の皆さんにご議論、そのときの協議会の委員の皆さんにご議論いただきたいと思うんですけれども、ただ、行政的にいろいろ検討したところ、咲洲地区、今、国際戦略総合特区とか、大阪府の立場でいろいろ国際戦略総合特区をやっているところもあり、そして、基礎自治体としてのいろいろ交通アクセスの問題もあり、これはおそらく選出の議員さんからもしっかりご意見も賜りながら、咲洲地区というものに関して本来どうあるべきかということも議論の対象にさせていただきたいというところでありまして、別にそれは必要で、議論する必要がないということであれば、ないということになりますし、必要あるということになれば、その時点で資料、データ等はそろえさせてもらいます。

大阪市や大阪府のいろんな行政の政策を考えると、そこをどうしたらいいのかというところの迷いがあるところが正直なところではありますが、ここはやっぱり選出の議員さんのご意見が一番重要だと思いますので、それを問題提起としてさせてもらって、いやいや、そうじゃないよと、やっぱりこれは一体的に考えるべきだとか、やっぱり臨海部のほうに考えたほうが大阪全体のためになるのかとか、そこは議論次第でデータを、また必要な状況に応じてデータを出させてもらいます。

(浅田会長)

そのほか。小林委員。

(小林委員)

大阪市会の小林です。

1つだけ、ちょっと聞きたいと思いますんですけども、私も西成ですし、辻議長も柳本委員も皆西成で、この間、議論の中で、何か西成だけが1つになったとかいうふうなこともあったというふうに思うんですけども、それについてはもう完全になくなったということではよろしいのでしょうか。

(橋下委員)

市長案としてはなくなりました。

(浅田会長)

他にないですか。

(橋下委員)

よろしいですか。繰り返しになりますけども、今回、市長案としてこのようにまとめましたけれども、ぜひ法律に基づいた協議会のもとでしっかり議論していただいて、市長案に丸かペケかということではなくて、公選職の皆さんでさらにこれに修正を加えるなり、もっとこういう形にしたほうがいいんじゃないかということ、これは新しいものをつくり出す作業としてやっていかなければなりませんので、ぜひ法律に基づく法定協議会のもとでの正式な議論のほうに移していただいて、徹底した議論を尽くしていただきたいと思っております。

(浅田会長)

他にございませんか。

続きまして、自民党、民主党・OSAKAみらい、それから共産党の提出資料に移りたいと思います。

まず、花谷委員から、提出資料の説明をお願いします。

(花谷委員)

自民党の花谷でございます。

それでは、資料2、私たちの大都市制度の検討についてのものをご覧いただきたいと思います。自民党の考え方をこの中にまとめてありますので、ご覧いただきたいと思います。代表して私のほうでご説明させていただきますけども、木下委員、柳本委員、補足がありましたら、後ほどよろしくをお願いします。

まず、1枚めくっていただいて、1ページをご覧ください。

前回の協議会で、知事・市長から提出された財政調整制度に関する資料、また、年末に地方制度調査会でまとめられた中間報告を踏まえて、改めて都構想の必要性に関する議論、現行制度の取り組みについて我々の基本的な考え方を整理しています。

まず、上の段のAのところをご覧ください。

財政調整制度についてですけれども、特別自治区は独自の財源が少なく、自立した自治体とは言えないと思っています。決定的な問題は、わざわざ大阪都にしなくても現行の改革で同様の状態を生み出せるというふうに思っています。これは後ほどご提案をさせていただきます。

このほかにも、まず1つは、区における政策選択を可能とするための対応、そして2つ目、大阪市が一体であることによる効率性、先進的行政運営を生かしながら住民自治の充実を図ること、そして3つ目に、財政調整制度によって必要以上の地域格差意識を表面化させてしまうことなど、いろいろと議論すべき問題点があると考えています。

そして、都構想の必要性について何度もご質問してきましたけども、知事・市長はこれまで正面から議論に応じていただいていませんし、きちんとした答弁もしていただいていないと思っています。さらに、今回、提案がありました財政調整制度についても議論すべき問題点がありまして、これらも含めて議論を深めるべきだと考えています。

次に、下の段、Bのほうをご覧ください。

こちらには、地方制度調査会の大都市制度についての専門小委員会中間報告について、

ちょっと抜粋をさせていただいています。これには、政令指定都市と都道府県による政策を協調する協議会の制度化が示されています。これはまさに我々自民党が主張してまいりました大阪広域戦略協議会と同じ内容です。また、この報告では、都市内分権についても区の役割拡充、区長の権限強化、区長公選の検討、区単位などでの市議会、常任委員会の設置など、具体的な提案が示されています。

まずは、こうした現行制度で可能な見直しを議論すべきであり、さらに申し上げますと、制度論ばかりでなく、大阪再生のため、景気対策等に府市でしっかり取り組むべきであると考えています。

もう1枚めくっていただきたいと思います。2ページ、3ページ、こちらには、今申し上げました基本的な考え方をもう少し具体的に説明をしております。

まずは、財政調整制度についてです。

これは第6回協議会で、知事・市長からいただいた案によりますと、さまざまな区割りですべての区が収支均衡するためには、調整財源として普通税3税と目的税2税の計5税が必要であって、区の独自の財源は個人住民税、市たばこ税、軽自動車税等に限られることとなります。そして、これらの額は、Dパターンの例を申し上げますと、調整財源4,300億円、独自財源、税源ですね、2,100億円となっております。独自財源は6,400億円中2,100億円で、わずか33%に過ぎません。これに対して東京都、特別区の場合は55%です。東京都の特別区の方々が今問題提起をされていますけども、それよりも少ない33%、これで独自の財源が乏しいわけで、特別自治区というのは自立した自治体とは言えないのではないかなというふうに考えています。

一方、現状の大阪市において、水準超過行政や単独事業に充てられている裁量経費、これは2,000億円とされています。これは知事・市長から出された案をもとに数字は出していますので。それで、先ほど申し上げました先の2,100億円、これを区の自主財源として独自の施策展開を可能にすればいいだろうというふうに考えています。その上で、残る四千数百億円を、都ではなくて現状のように大阪市が使い道を決定すればいいだろうと考えています。こうすることによって、知事・市長案で示された財政調整による姿、これはわざわざ大阪都にしなくても現行の改革で同じような状態を生み出せるものと考えています。

簡単に言いますと、市内一律の行政サービス、これは大阪市役所が一律に決めていただいて、2,000億円程度の、この財源を各区に振っていただいて、各区が一律の行政サービスに上乘せをするなり、横出しをするなり、もしくは均一のサービスとは全く別に新たな事業を展開していくと、こういうことが十分に現行制度で可能だというふうに考えています。

次に、3ページをご覧ください。

ここには知事・市長案で示された考え方に関する問題点を整理しています。左には、知事・市長案をまとめて書かせていただいています。

まずは、特別自治区の再編についてですけども、知事・市長案では、財政調整を通じて財政自立の制約を受けるものの、住民が参画しやすく、各区の実情に応じた政策選択が可能な自治体としての特別自治区とすべきとされています。

ここでの論点としては、財政自立の制約があること、これを知事・市長も認められて

おられます。そして、区における政策選択を可能とするには、先ほどの2,000億円程度の自主財源を確保し、区長が住民の意見を踏まえながら予算編成するなど、都構想にしないでも対応ができるということが挙げられます。

また、再編コストについては、200億から800億円の特別自治区への再編に伴うコストが発生するとされています。

ここでの論点としましては、大阪市が一体であることによる効率性、先進的行政運営を生かすとともに、高コスト体質を改善することで住民自治の充実を図るほうがいいのではないかとこのように提案をしています。

また、これまで我々が指摘していますとおり、区割りを決めて再編に伴う増加コストを具体的に明示すべきであること、次に増加コスト分の財源の出どころを具体的に示すべき、そして、基礎自治体の再編コストだけでなく、広域自治体の重点投資の内容、所要額、財源の出どころ等を具体的に示すべきと考えておまして、これらも検討していただきたいと思っています。

さらに、知事・市長案では、富裕区の税が他区へ配分されることについて、事業所等が集中した富裕区は稼いだ税を他区に配分することになり、他の区の行政サービスを向上させ、大都市大阪としての魅力が一体的に高まる。これにより都市の集積を加速させ、ひいては人、モノ、金の集積等と呼ぶという正の連鎖の支え役となるものとして位置づけられることとされています。

ここでの論点としては、まず、財政調整制度によって必要以上の地域格差意識を表面化させてしまうことがあります。先ほど小林委員からもお話がありましたけども、このお話が出てから大変にそういうことが出てきて懸念をしています。それ以上のことが出てくるのではないかなというふうに心配をしています。

また、都市魅力については、大阪市が一体であるほうがより効果が高いのではないかと、都市集積については、中心部に税を集中し圧倒的な都市核を形成するほうがより効果が高いのではないかと考えています。

改めて申し上げます。都構想の必要性について、知事・市長はこれまで正面から議論に応じていただけていませんし、きちんと答弁もしていただけていません。財政調整制度についても議論すべき問題点があり、これらも含め、さらに議論を深めるべきだと考えています。

続いて、4ページ、5ページをお開きください。

こちらで地方制度調査会について抜粋をし、ご説明をさせていただきたいと思います。

4ページのところに、二重行政の解消を図るための見直しの1つとして、指定都市と都道府県が公式に政策を調整する場として協議会を設置することが必要とされています。協議対象は、公の施設や指定都市と都道府県の同種の事務などであり、委員は市長、知事、議長、その他議員、または職員から選任するとされています。まさに我々が主張してきた大阪広域戦略協議会と同じ内容であり、まずはこうした現行制度での見直しに取り組むべきです。また、制度論ばかりでなく、こうした協議会を設けて、大阪再生のための景気対策など、府市でしっかり取り組むべきだと考えます。

前の議会で、大阪府議会、大阪市会で、私たち自由民主党議員団は、この大阪広域戦略協議会を議員提案をいたしました。議論に値しないということで質問をされなかった、

していただけなかった、関心を持っていただけなかった。非常に残念な思いをしていただんですけども、これが国から制度として検討すべきというふうに言われているんです。この場で前回私たちのは否決されましたけど、条例提案は、少なくとも条例協議会、大阪にふさわしい大都市制度を推進するこの協議会で検討すべき新たな材料が出てきているというふうに我々は思っております。しっかり議論を続けていただきたいというふうに思います。

続けて、5ページをご覧ください。

都市内分権により住民自治を強化するための見直しとして整理しています。様々な取り組みが報告されていることがわかります。例えば、市の事務の一部を区所管事務とすること、次に、区長が市長から独立した人事や予算等の権限を持つこと、次に、区長を副市長並みに特別職とすること、次に、区長を公選とすべきかどうかについても検討すること、次に、地域協議会等の仕組みをこれまで以上に活用すること、次に、区が小・中学校の設置管理など、必ずしも市で一体的に処理する必要がない事務のうち、条例で定めるものを処理することとすること、次に、市議会内に区選出市議会議員を構成員とし、1つまたは複数の区を単位とする常任委員会を置き、区長の権限の事務に関する調査や区に係る議案等の審査を行うこととすること、これらの中には、一部法改正が必要とするものも含まれていますが、地方制度調査会の報告も参考にして、まずはこうした現行制度で可能な見直しを進めていくべきだと考えています。

続いて、6ページ、7ページをご覧ください。

こちらでは都市内分権に関する具体的な取り組みとして、我々自民党案としてまとめたものです。これをもとに議論を深めていただきたいと思います。我々は、大阪市を消滅させたり、住民投票をしたり、そういうことなく、同様の効果が出せるものとしてこれまでから提案をしていますので、今回の都市内分権のこの取り組みについても現行制度でできるものを提案をさせていただきます。

大きく区役所機能の強化、それと、各区での住民意思の反映強化の2つ、それぞれ3項目ずつ提案をしています。また、区役所への権限移譲、予算編成、財源確保についての、より具体的なイメージを7ページにまとめてありますので、ちょっと6ページと7ページを見ながらお聞きいただけたらと思います。

まず、区役所の権限については、各区の特徴があっていい事務は区役所の権限とし、区政運営の計画や方針を区長が独自に策定してはどうかと考えています。この際の事務の仕分けについては7ページをご覧ください。

インフラ整備や生活保護、学校管理運営など、市域トータルの視点で行うべきもの、あるいは全市一律であるべきものは市の権限とし、福祉、保健、教育政策、地域振興など、各区の特徴があっていいものは区の権限にするということが考えられると思っています。

次に、予算についてですが、区長に事実上の予算編成権を与え、2,000億円を各区の自主財源としてはどうかと考えます。法的な予算編成権は市長にあるため、市長の大きな方針を踏まえて、区長が地域の実情に適した予算案を作成し、市長はこれを原則追認するという形をとることが考えられます。

次に、人事についてですが、区長の自律的な組織運営の権限と人事権を一定与えては

どうかと考えています。区長についてですけれども、これは準公選、法律を変えて、さらには公選、こういったことで、現行を直ちに準公選でそれだけの権限を与えることも可能ではないかなというふうに思います。

議会については、各区選出市会議員と区長との公式な意見交換の場を条例設置する。市会に区またはブロック単位の常任委員会を設置し、地域間連携案や区長作成予算案等を審議する。この委員会の中に住民代表と議員との公式の意見交換の場として協議会を設置する。こうしたことに取り組んではいかなというふうに思っています。また、市会議員が区政会議等に参画し、住民と直接意見交換を行ってはどうかと考えます。

最後に、住民の参画についてですけれども、これについては諮問機関的な会議である区政会議に住民と議員が参画して意見交換を行うとともに、地方自治法に基づく地域協議会を区単位で設置してはどうかと考えます。

こうした取り組みを通じて、区民ニーズを踏まえた、各区の実情に応じた施策が可能となり、区長の住民代表性が向上し、区予算審議機能、これを確保することができ、議員と区民との公式な意見交換の場を確保し、そして、さらには住民参画を促進するといった効果が考えられます。経費や時間を大幅に要しないという点も考慮しますと、特別自治区再編、都構想ですね、それ以上の効果があるのではないかと考えますし、私たちが目指していますのは、世界で一番強い都市、ニューヨーク型の都市をこういったことで機能させることができるのではないかとというふうに考えています。

最後に、8ページをご覧ください。

私たちは、以上説明しましたように、我々の案は都構想よりもすぐれていると考えています。広域戦略協議会で広域行政の一元化、そして二重行政の解消、さらには統一戦略の構築が可能だと考えています。そして、都市内分権の取り組みで、住民自治を強化できます。しかも、都構想のように根本から仕組みを変えるために要する経費も、時間も必要ない改革であります。

また、将来の道州制を見据えても、わざわざ都構想で遠回りする必要がなく、我々の案のほうがかえって近道なのではないかと考えています。

ぜひ私たちのこの提案についてもご協議を、時間をかけてしていただけたらありがたいと思います。以上です。

(浅田会長)

それでは、引き続きまして、小林委員の方から提出資料の説明をお願いいたします。  
小林委員。

(小林委員)

それでは、皆さん、お手元の資料3をご覧ください。民主党・無所属ネット大阪府議会議員団と、並びにOSAKAみらい市議会議員団を代表いたしまして、自分のほうから説明をさせていただきます。

まず最初に、1ページですが、第3回協議会での知事・市長案に対する意見並びにポイントなんですけれども、まず、私たち会派の基本的な方針や認識ではありますが、二重行政の原因は、府市で十分な協議・調整ができなかったことであって、都市制度が原因で

はないというふうにも考えております。今回のダブル選挙で、同じ価値観を有する両トップが誕生いたしました。まずは、府市で十分に協議・調整すべき事項だというふうにも考えております。そして、目指すべき自治の姿は、基礎自治体優先の原則と補完性の原理にのっとった行動の徹底をすべきだというふうにも考えております。

次に、広域自治体のあり方については、広域自治体の役割は強力・強大化となり、分権時代に逆行し、集権化を目指すものとなるでしょう。政策エンジンを1つ消滅させるということは、現在は府市、2つのエンジンで大阪を引っ張っているわけなんですけれども、これは府民、市民にとって大きなマイナスになるというふうにも考えております。

基礎自治体のあり方として、特別自治区は自治の範囲が権限・財源の範囲に限定される不完全な基礎自治体であって、仮に再編が必要な場合でも、都市内分権で可能であるというふうにも考えております。

次に、二重行政の解消であります。既に府市統合本部で検討が様々な形でされております。大阪市でもいろんな意見を述べたときに、このことについては府市の統合本部で協議、決定をしていきますというふうなこともよく聞かれます。現状はそういうふうな状況になっておりますので、制度化の必要はないのではないかとということにも考えております。

そして、充実する行政と悪い二重行政、つまり2つあるからすべてが無駄というのではなくて、この悪い二重行政と充実した行政というのは区別して検討すべきだということにも考えております。

財政調整についてであります。道州制を目指す過渡期であるなら制度化の必要はないと考えます。このような先の読めない状況、時代にあっては、柔軟に対応できる現行制度に優位性があるのではないかと考えております。また、財政調整については、大阪都が大きな影響力、力を持つことによりまして、特別自治区は都に依存するある意味無力な自治体になる可能性が大きいのではないかとということにも考えております。

こういうようなことを4月以降、協議を重ねてまいりましたが、基本的に私たちの考えというのは第3回目の協議会で示したとおり、大阪市を解体・分割する都構想というのには反対させていただいて、都市内分権の取り組み、そして、住民自治を強化することにより可能であるという認識を基本的に持っております。

これがこれまでの私たちの考え方でありまして、3ページ以降につきましては、前回出されております財政調整制度について、いわゆる特別自治区への再編という中身について、まず、知事・市長案のほうでは、現在の政令市、大阪市、住民に近い行政区での住民自治が不十分であると。また、財政調整を受けるものの、住民が参画しやすく、各区の実情に応じた政策選択が可能な特別自治区とすべきであると。

この考えは、いずれもニア・イズ・ベターを中心として考えておられるというふうにいるんですが、私たちの意見としては、特別自治区と普通地方公共団体は財政調整を受けるかどうかの違いのみを知事・市長案では主張されておりますが、総収約6,260億円のうち、特別自治区に自主財源として残る税収は、調整税が3税の場合が38%、調整税が5税の場合は25%ということで、残りは調整交付金に依存となっております。特にこの3税、5税、法人市民税、固定資産税、特別土地保有税、この3税と、そして事業所税、都市計画税、この2つについてはいずれも目的税だと思います。この目的税

の今後の使用のあり方については、例えば国の関与でありますとか、国の法律を変えるとかいうふうな、こういうことも残っておるといふ状況を踏まえると、やはりこれだけの財政制約を受ける自治体が自立した自治体と言えるのかというふうにも私たちが考えております。先ほど自民さんの説明でもありましたけれども、自主財源に乏しく、調整交付金に大きく依存する、ある意味無力な基礎自治体ではないかとも言えるのではないかとこのように思います。

4 ページに移りまして、財政調整制度についてであります。これは裁量経費のことです。知事・市長案については、各区の裁量の働く経費は理論値で約 2,000 億円程度、地域の実情に合った施策選択が可能になる財源を確保できるとありますけれども、2,000 億円程度あるとされるこの裁量経費、ある意味自由に使えると思いがちなんですが、実は水準超過経費や単独事業費が含まれているということもあって、したがって、人件費、公債費といった義務的経費も含まれるということなんです。ということは、現実にははるかに下回るのではないかとこのようにも考えられます。

知事・市長案は、この数値を前提にシミュレーションしておりますが、いかなる区割りでも財政調整により裁量経費は確保されると主張しております。しかし、一定の前提条件を置いて得た結果だけをもって確保されるとある意味限定されるのは、市民のミスリードにつながっているというふうにも考えております。

最後、5 ページでありますけれども、財政調整制度について、再編コストなど資料の正確性であります。

知事・市長案においては、再編によりまして特別自治区に議会などを設置することによるコスト増、800 億円と算定されております。これに対しては、事務の最適化などの工夫や府市統合の効果、不断の行政改革の努力、適切な地方財政措置などで対応していくとあります。交付税需要額より増加コストを推計したところ、24 区への再編で約 800 億円増であるが、工夫により約 200 億円の増に圧縮が可能であります。

けれども、この理論値をもつての、これは理論値をもつて考え方を示したのみであって、具体的な対応策や額は一切示していないと思います。一昨日でありますけれども、本市大阪市の税財政特別委員会の中でも、区割り案について、また財政調整についての議論が交わされました。その中でもやっぱり、今後考えられるイニシャルコストの問題とか、そういうふうなことは多岐にわたってあるのではないかとこのように、各会派のほうからも意見が出ております。しかも、添付されております他都市比較というのは、昼間人口差や都の特例などを考慮せずに、単純比較をもつて、あたかも高コストであるかのように見せており、あまりにも意図的ではないかとこのようにも考えます。

先ほど申しましたように、イニシャルコストの問題、これが含まれていないのが大きな問題だと思います。多岐にわたって初期経費というのは、今考えられないぐらいあらゆるものに及ぶのではないかとこのように考えます。今後議論を深めるためにも、適切な分析結果や情報を提供すべきだと思います。

まとめといたしまして、やはり財政調整に関する問題は数多くあります。拙速に事を運ぶのではなくて、一つ一つのデータ、方向性をしっかりと、丁寧に議論していくことが私たちは必要だということをもつてまとめさせていただきます。

以上です。何か補足がありましたら。

(浅田会長)

中村委員、いいですか。

(中村委員)

ありません。

(浅田会長)

それでは、引き続きまして、山中委員のほうから提出資料のご説明をお願いいたします。山中委員。

(山中委員)

そうしましたら、日本共産党からも、この間の議論を踏まえまして、やはり解決したい問題がたくさんあるという中で、無理やり大阪市解体、大阪都を目指すということよりも、やはり政令市制度の改革の中で市民の皆さんの暮らしをよくしていくこと、それから、住民自治の拡充にこそ取り組むべきだという立場で、簡単なレジュメですけども、資料4としてお出しさせていただいております。

きょう、区割り案の説明もありましたけれども、いずれにしても一番肝心なことは、やっぱり市民の暮らしがどうなっていくのか、市民サービスがどうなっていくのかということが市民にとっては一番重要なことだろうというふうに思います。その上で、そのためには特別区というところに財源がどれだけ確保されるのかということが一番かなめになってくると思うんですが、その検証のためには、では、都の事業と特別区の事業、これ、何が都に行って、何が特別区の事業になるのかという仕分けが先決であろうとは思いますが。まだその仕分けについては事務方でも作業が始まったところということで示されない中ですけども、先ほど自民さんから、民主・みらいさんからもありましたけれども、今の時点で最低限の懸念というか、そういうものを申し上げておきたいと思っております。

これ、前回は申し上げましたけれども、昨年9月に出された市長案の財政調整試案では、都に移行する事業としては、東京都並みということで、消防、上下水道、公営企業、大学、そして公債費の3割ということで、1,720億ということでありましたけれども、私たちはかねてからいろいろ試算をしまして、特別区に分けることができないというふうに考えられるものは、それ以外に廃棄物処理、港湾、高校、大規模公園、街路、市街地再開発、文化集客等、あるのではないかと。そういう仕事をピックアップして、我々が試算をしてみると、やはりこれは2,400億から2,500億というものが都のほうに移転をするというふうに私たちは試算をしています。これも試算ではありますがけれども、こういうことになるとすれば、特別区に裁量経費と言われる財源というのは大きく減ることになるわけです。

さらに、再編によるコスト増について、先ほどもありましたけれども、市長案では、これはコストは増えるだろうけれども、財政調整で対応するものではなく、事務の最適化や府市統合の効果、行革、地方財政措置などで対応するというふうにされて、一切財

政調整試案には盛り込まれていませんけれども、これも非常に大きなものになるのではないかというふうに思います。この財政調整の試算では200億から800億ということですが、それもきちんとした根拠があるというふうには思われません。この辺も財政調整に一切織り込まずに財政調整でやっていきますよという、こういうものについて非常に懸念があります。

さらに、各特別区の立ち上げに当たっての費用は一体どのぐらいになるのかというのはさっぱり、何の試算もないわけです。庁舎をどうしていくのかとか、議会棟だとか、新たな再編の自治体に合わせたコンピューターシステムであるとか、移転の費用だとか、印刷費用だとか、そういうことを考えていくと、こういう当初の立ち上げの費用がゆくゆくずっと特別区に与える影響というものも一切考慮がされていないというのが財政調整試案の中身だというふうに思います。

こうやって具体的に都に移行する事務、都に移行する費用はもっと大きいのではないか、あるいは、分割によるコスト増の影響はどうなるのか。立ち上げのときのコストが後々の運営に与える影響がどうかということなどを考えていきますと、その特別区全体で裁量経費が2,000億だという、こういうものは全く出てこない。ましてこの2,000億と言われるものの中には、義務的経費としてやっぱり人件費など、出さないといけないものも入っているわけで、かなり何もできない、そういう特別区になるのではないかというのが、この財政試案からも見えてくるというふうに思います。だからこそ今大阪市では、市政改革プランなどというふうに称して、その先取りのようにして単独事業であるとか、国基準以上の施策などをカットして、大阪都ができたときに備えているのではないかと見えてくるというふうに思います。

さらに、この2番に行きますけれども、9月のシミュレーションでは、この特別区間の財政調整をしていく上では、地方交付税に加えて都市計画税や事業所税等、この目的税も調整財源としなければ区間の偏在は解消されないということをはっきりと示されていました。これ、しかし、地方制度調査会専門小委員会の中間報告でも、税源の配分に当たっては、目的税とその用途との関係にも留意すべきであるというふうに、いわば牽制的な表現がされているわけで、もしこのように地方交付税、さらに目的税なども調整財源にしようと思えば、しかもそれを東京都区制度には影響しないように、そういうものにしていこうと思えば、地方自治法であるとか、地方税法であるとか、地方交付税法であるとか、大体ざっと200からの法改正が必要だというふうに言われています。これを法定協議会が設置をされたとして、その中で議論をして、協定書の作成の前に国の同意を得ないといけないということになっていきますけれども、国がやすやすとそういうものに対して応じていくのか。まして、限られたスケジュールの中で法改正までこぎつけることができるのかという点では、この実現の可能性についても非常に疑問だというふうに言わざるを得ないと思っています。

財政調整についてはそういうことですが、財産の処分についても、私たちは本当に大きな問題があると思っています。

1つは、都に移行するという資産や負債についてですけれども、多分特別区に分けられないような財産ですね、関電株は8,300万株あります、基金も数千億あります、あるいは、区画整理で生み出したような土地はなかなか分けることはできないと思います

けれども、こういうもの、さらには負債もあります。このプラスとマイナスのバランスを一体とることができるのか。できなかったときに、有償で移譲するのかどうするのかという、そういうことというのは本当に議論が、検討もされていないのではないかと思います。

あるいは、特別区に今度は移行する資産や負債についても、さまざまな懸念の材料があります。区間の調整について、むしろ財政調整はいろんなことをやったら一定できるかもわかりませんが、財産のアンバランスについてはかなり調整しようがないものがあるのではないかと思います。先ほど示された区割り案では、施設の存在なんかについては、現在は1区に1館あるような温水プールとかスポーツセンター、あるいは学校などについてはいろいろ示されていましたが、偏在しているもの、公営住宅や市営住宅ですとか、公園、保育所、幼稚園などについては一切この区割り案では検討の対象になっていませんが、こういうものは、例えば公園でもブロックごとに当てはめてみたら、ほんとうに数倍という差が出てきますし、市営住宅も3,000戸ぐらいのブロックから、2万6,000戸ぐらいのブロックが出てくるといふふうに、非常に偏在をしています。こういうものをどうしていくのか。あるいは、負債はどういうふうに特別区に分けていくのか、これもほんとうに大きな不安があります。

例えば、私の地元、城東区は、新庁舎の建設に入ったところですが、その借金は、じゃ、特別区が引き継いでいくのかということになると、非常に大きな負債を抱えてスタートを切る、そういう区が出てくるといふ点では、資産と借金に大きなバラつきが生じるということになるのではないかと思います。そういう懸念もあります。

ですから、こういうことをいろいろ考えてくると、大阪市を分割をして特別区にしていくということがいかに非現実的であるかということを示しているといふふうに思っています。いずれにしても、大阪都構想は、財源の確保を見ても、財産の移転、移動を見ても、また、住民投票が必要だということを見ても、膨大な費用と労力と時間を必要とするものです。無理に無理を重ねてこういうことをやったところで、先ほど言いましたように、財源がなくなるという、市民にとってはメリットどころかデメリットだといふふうに思っています。

ですから、ニア・イズ・ベターだと、区民がサービスを選択できるということばかりが宣伝されていますけれども、真に裁量のきく経費というのは実際にはほとんどなくて、市民サービスは削っていかざるを得ない。借金を多く抱えてスタートを切る区ができるなど、区間の格差も顕在化されていくといふふうに考えます。

私たちは、こういう無理をしなくても、住民の身近な声をきちんと生かしていくことができるというふうに以前から提案をさせていただいています。先ほどからありますが、地方制度調査会の中間報告でも、いろんな検討方向とか具体的な方策が示されています。都市内分権にしても、区役所機能を強化して、住民審議機関を制度化する、こういうことが今提案されて、これから全国的にも始まっていこうという中で、こういう取り組みをやってもみないで大阪市の解体しかニア・イズ・ベターは実現できないといふふうに決めつけて、後戻りのできない解体に突き進んではならないといふふうに私たちは考えています。

二重行政の解消についても、先ほども議論がありましたけれども、何をもって二重行

政と言うのかというところもきちんと議論が詰まっていない。ここはやっぱりきちんと議論をした上で、仮に二重行政があるのであれば、先ほどの中間報告にも示されているように、協議をしていくという形で十分対応できますし、その際、中間報告では、指定都市でできるものはできるだけ指定都市に移譲することが必要とされているように、やはり基礎自治体優先が地方自治の原則だというふうに考えます。それを大阪市を解体することで解決するということは、あまりにも集権的であって、地方自治の破壊、これがやっぱり大阪都構想の本質だというふうに考えています。政治の中身をしっかりと変えて、住民の声を聞きながら、ほんとうに市民が望む、そういう施策をやれる今の政令市制度の改善、改革を私たちは追求するべきだというふうに考えています。

以上です。

(浅田会長)

ありがとうございました。

今、花谷委員、小林委員、山中委員のほうから、提出いただいております資料についてのご説明をいただきました。今いただきましたご説明につきまして、ご質問等、ありましたら、挙手の上、発言をお願いいたします。ないですか。

(橋下委員)

質問だけですか。

(浅田会長)

ご意見がありましたら。

(橋下委員)

じゃ、いいですか。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

ちょっと3名の方に、一括して僕なりの意見をちょっと申させてもらいますので、ちょっとまとめてということになりますので、分けないことはちょっとご了承ください。

地方制度調査会から答申が出たと。これは花谷委員からも言われました。第30次地方制度調査会、要は、大都市制度について政令指定都市と都道府県、こういう形でやればいいじゃないかと、大都市で政令市と県が協議会をつくって、政令市は都市内分権をやる。実はこの第30次地方制度調査会で答申されていること以上のことは、もう既に大阪でやっているんです。これは府市で府市統合本部があり、そして、都市内分権は、この地方制度調査会以上の都市内分権を今政令市はやっています。これは、今日、公募区長も来ていますが、今まで区長は、市民局の中の一職員だったのが、今や局長の上のポジションについております。これは政令市の中でも大阪市だけなんですね。これは地

方制度調査会の答申以上、それに匹敵するぐらいですかね、今、副市長並びで区長がついています。それから、独自予算も、各区にちょっと裁量予算を渡すんじゃなくて、ちょっとこれは計算方法にもいろいろよりますけれども、770億でしたっけね、あれ、計算法で、幾らでしたっけね。55倍とか、ちょっとごめんなさい、数字は正確じゃないんですが、相当な額、独自予算を渡しております。それから、人事についても、各区役所内の人事は全部区長、さらに大阪市役所全体についての人事会議のメンバーに副市長と同格で区長に入ってもらっているんです。

要は、第30次地方制度調査会でやってみたらどうですかと言われていたことは、もう既にやっているんですね。若干違うのは、府市統合本部が、ここで言われている協議会に値するかどうかというところは問題がありますが、ただ、府市統合本部、職員も集まって、知事・市長が集まって、議会は設定されていませんが、実際そこでどんどん議論をやり、都市内分権はこの調査会以上のことも大胆にやっています。この状態で、公募区長にこれから、法定協議会でいろいろ質問していただきたいと思うんですけども、満足していますかというところを公募区長にほんとうに聞いてもらいたいんですね。全くだめです。何がだめかというところ、もっと自分たちで区の区政運営をやりたいというふうに言っているんです。今やっていることを乗り越えようと思えば、この制度改革しかありません。

ちょっと話が前後して申し訳ないんですが、よくある議論が、みらいさんからも言われるんですが、果たして特別自治区が基礎自治体なのかと、自立した基礎自治体なのかという、この議論が必ずあるんですが、都構想に反対する人たちは大阪市がまず基礎自治体だというふうに考えていますけども、公募区長さんは、自分たちが基礎自治体だというふうに思っています。自分たちが区民の声を一番聞いて区政運営をやるんだと、そういう意識になっています。そのときに、今の区は全く基礎自治体としての体はなしておりません。これはみらいさんの、たしか都構想に行くと特別自治区の独自財源というものが非常に少ないと。みらいさんの3ページのところにありますけども、ほとんど調整財源に依存する特別自治区なんていうのは自治体じゃないと言っていますけれども、これは自民さんの資料にもありますとおり、今、区の歳出予算というのは、それは六千何百億円の歳出予算、これ、自民さんの資料にもばちっと書いていましたけどもね、まさにそのとおりと思ったんですね。2ページの問題点のところ、問題点などのところの理由の二重丸をしてあるところの2番目、現状は、いわば6,400億円を大阪市が調整している。だから、みらいさんは都が調整するのはよくないと言っておきながら、今、現状は大阪市が全部、これ、全額調整してしまっていて、ほとんど区に独自予算なんてない状態なんです。今、一生懸命独自予算を増やすようにしていますけれども。

だから、皆さんは都が調整するのは嫌だけれども、大阪市が調整するのはいいというのは極めて、これ、大阪市議会議員、ないしは大阪市を前提とする立場とする人たちの言い分であって、公募区長さんからすると、どっちでも一緒なんですね、市が調整するのも、都が調整するのも。要はもっと自分たちに権限をくださいよと、決定権をくださいよと、独自の予算をくださいよというのが、おそらく公募区長の実感です。これは今までの区長は、職員区長で、市民局の一職員がやっていたから、あまり自分たちで独自のというふうに思わずに、局から受けた仕事をそのままやっていたわけなんです、

こんなのは住民自治でも何でもありません。今公募区長が誕生して、局長よりも上のポジションについて、独自の予算を持ち、独自の権限を持ち始めたこの公募区長が今何を感じているかといえば、もっとやらさせてくれという、その1点に尽きます。

ですから、これ、都が調整するからとか、都が調整すると独自予算がないといっても、市が調整しても全く同じです、これ。市が調整することを公募区長はもう嫌がっていますから、ぜひこういう公募区長の、今までは職員区長だったのでこういう声が上がらなかったんですけども、公募区長になって自分たちが住民のために独自にやっという、このトップが誕生したときに、公募区長の意見を聞いてもらいたいなというふうに思っています。

それから、自民党さんが、裁量経費は2,000億円だけだと。そのほかの4,400億円は生活保護単価差とか、標準行政経費4,400億円、ここにありますが、このあたりは多分大阪市がやればいいんじゃないかという話なんだろうけども、全く、それだったら大阪市がやらなくても、これは標準行政経費なんです、この分、区にやってもらったらいいわけなんです、区に。標準行政経費なわけですから、標準が決まっているので、そこに裁量がないという、ほとんど裁量がないということは、各区にマネジメントを任せても全く同じことなんです。裁量がないのにあえて大阪市という自治体を残しておいて、そこで組織マネジメントをする必要はなくて、その標準行政経費の部分も区に任せれば何の問題も、むしろ裁量経費の部分を区という組織を使い、標準行政経費のところを大阪市という団体をつくる、まさにこれ、二重になります。今そこが大問題になっています。区のほうはもっと職員をくれと言っているんです。教育についても、いろんな企画立案するについても、もっともっと区は人をくれと言っているんですけども、市のほうは、まだ市の仕事も残っているのでそっちへ渡せないといって綱引きになっています。

ですから、裁量経費の部分は、自民党さんが区に渡したらいいんじゃないかと、これは一歩前進したと思いました。すごいなと思いましたよ。そうであれば、裁量経費を使う組織というのはそれなりの組織が必要なわけですから、そこに標準行政経費の仕事もやらせればいいだけの話なんです。ですから、裁量経費の組織と、標準行政経費の組織なんていうのを2つ作る必要は全くありません。これはちょっと現実離れしております。

本当にお金だけの問題ではないんです。これは、公募区長が今日々区役所をマネジメントしているときに感じていることだと思いますが、人員、それから予算、組織マネジメントですけども、自分たちに独立の決定権を持てるかどうかというところで、もう、多分そういう気持ちになっていると思うんです。だから、どうもこれ、大阪市を中心に物事を考えて、住民自治だとか、基礎自治体優先だと言っておきながら、大阪市が中央集権だということを何か忘れちゃっているのかなと思っています。各公募区長からすれば、大阪市本庁、大阪市議会、まさに中央集権のたまものです。中央集権そのものです。それを区のほうにやらさせてくれという、この区の声をいかに聞いていくのかというのがまさに大阪都構想だと思っています。

道州制は、自民党さん大賛成ということでこれから進められると思うんですけども、道州制について、これ、ちょっと自民党さん、ずるいなと思うのが、大阪市はいいですよ、大阪市を残せという主張なので、自民党さん、大阪府議会議員、大阪市議会議員は、

しかし、これ、なくなる都道府県、府県の知事が、府県の県議会がみんな反対ですよ。なぜかという、中央集権になるという。要は道州に全部吸い上げられる。この大阪都構想よりもっとひどいのは、大阪都構想はまだ特別自治区という自治体を残して、そして、大阪都が調整をしますけども、道州制になったらどうなるか。都道府県が全部なくなるんです。各都道府県の予算編成権はゼロになるんです。そして、道州が全部お金を握ることになるんですね。この道州制について反対している滋賀県とか、兵庫県とか、どう説明しますかということなんですね。道州は日本のために必要だというふうに自民党さん、考えている。もう1回都道府県を再編しなきゃいけないと言っている。しかし、今ある都道府県はみんな予算編成権を全部持っていかれる。これ、中央集権そのものじゃないですか。大阪都構想のときには、何かこの特別自治区や大阪市の予算編成の一部が都のほうに移ることについて、中央集権だ、中央集権だというふうに言っておきながら……。

(花谷委員)

私らは言うたことない。

(橋下委員)

そうですか。ごめんなさい。じゃ、大阪市議会では、都構想は中央集権だという意見があるんですけどもね、じゃ、それだったら道州制なんかね……。

(木下委員)

だれが言ってるの。

(橋下委員)

川嶋さん。

(木下委員)

そんなん言うてない。

(橋下委員)

いやいや、言ってますよ、中央集権だって。中央集権そのものだ。だから、道州なんていうのは都道府県の予算編成権を全部吸い上げるんですから、ですから、これは中央集権の話とか、そうではなくて、今の日本においてどういう統治機構が必要なのか、どういう基礎自治体が必要なのか、どういう広域行政が必要なのかという議論をさせてもらいたいと思っています。

何よりも一番重要なのは、公募区長ですよ。公募区長。この公募区長というのは自ら区政運営に今当たって、日々区民に接して、まさにニア・イズ・ベター、僕なんかよりもはるかに住民に近い。これが単位が10万とか、多くて20万、今、全国の基礎自治体、1,700あるうちの85%が10万人未満の基礎自治体ですから、その規模に匹敵する長がまさに公募区長なんですよ。この公募区長がニア・イズ・ベターをやりたいと

いうふうに言っているんですから、何でここに予算編成権とか人事権を全部渡さないのか、これは公募区長の意見を、ぜひ法定協議会で話をしたいです。

だから、どうも議論がかみ合わないのは、大阪市がやるのがニア・イズ・ベターだと思っていますけども、大違いです。大阪市というのは中央集権そのもの、公募区長から見たら中央集権そのものなんです。早くニア・イズ・ベターを展開させてあげる。それがまさに、これ、ニア・イズ・ベターのところは、みらいさんもみんな同じことを言っているんですから、だから、公募区長に10万人とか、西淀川区は……。

(西淀川区長)

今9万8,000人。

(橋下委員)

9万8,000人で、生野区が。

(生野区長)

13万人。

(橋下委員)

13万人ですね。まさに基礎自治体ですよ。もっとここに権限、財源、独自の予算編成権、独自の人事権、もっと言えば、公選で選ばれる区長にして、僕の市長の、また各局のいろんなそういう圧力といいますか、頭を押さえられることから早くそういうものを外して、堂々と区政運営をやってもらいたいというふうに思っています。

だから、ニア・イズ・ベターというのは区単位で考えなきゃいけませんよというところをちょっと大阪市議会の皆さんには考えてもらいたいですね。

(浅田会長)

今井委員。

(今井委員)

今、橋下市長からそういう話があったので、僕、府議会になる前は貝塚というところの、10万人ぐらいの都市の市議会を12年やったんですけど、その市長というのは、400億ぐらいの一般財源でも、それぐらいの金額ですけども、その中でも市長は数百万単位でも、非常に細かいところまで単位を見ていると。40万円ぐらいの単位でも決裁しているというのが貝塚やったんですけども、結局何を言いたいのかというと、納税者の立場を忘れているのと違うかなと。納税者から見たら、1円、2円の金でも非常に重要やと。どう使われているのかをチェックすると。この使い方が悪かったら、次の選挙では、あんた、やめてくれということになるわけです。

ところが、大阪市の議論を聞いてたら、巨大などんぶり勘定の議論にしか見えんです。だから、もうちょっと納税者の立場から見てどうなんかということの本気で考えないと、これ、なぜかということ、公選、首長が公選ということもありますけども、身近な

ところまでやっぱり目が行き届くというのが本来の基礎自治体であるべきやと。今の大阪市というのはそういうような状態でないように思えるわけです。特に、例えば私は貝塚の出身ですけども、貝塚の市長であればそういうほんまに細かいところまでわかっているし、また、そこに目が届いて予算を配付する。その予算も、数十万単位の予算まで配付してくれることをやっているぐらいですから、きめの細かさが、その辺の議論から出発しないと基礎自治体は成り立たないと、こう思うんです。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

やっと質問していただいて、ありがとうございます。自民党の提案、いいでしょう。

(橋下委員)

いいですよ。

(花谷委員)

これでぜひ進めていくのが一番近道やと思います。

市長からもお話があった中で、私からご返事できる分をまずさせていただきます。

まず、都構想の必要性をおっしゃっている中で、目的意識が共通する部分はたくさんあります。広域行政を一元化しよう、そして、二重行政をなくしていこう、都市内分権を進めていこう、ニア・イズ・ベターという言葉は我々は使っていませんけども、住民自治機能を高めていきましょう。いろいろなキーワードを使っていくと、すごく近い。ほとんど一緒だと思ってもいいと思います、僕的には。最終目的は道州制、これも一緒ですよ。唯一違うのは、大阪市を消滅させないとできないとおっしゃる。我々は、そうじゃなくてできると言っているんです。ここが違うんです。

いつも橋下市長は、行政はやらへん、やらへんばかり言うてるからだめやないかと。1回やってだめやったらやめたらええねんと。やるのが大事やとおっしゃっているでしょう。だから、我々は都構想にしたら、大阪市を消滅してしまったら、後戻りはできない。でも、我々の提案やったら、いつだって元に戻せるんですよ。だから、目的を達成すること、このために提案をしている。

だから、違った形でご質問をいろいろしていただいたので、それに順次答えていきます。

まず、府市統合本部でこの地制調以上のことをやっておられる。だから、我々は府市総合本部を評価しています。二重行政はこれでなくせるじゃないかと。だから、何度も知事に、松井知事に聞いて、議会も止めてしまいましたけども、大阪市を消滅させないと解消できない二重行政があるのかと聞いているんです。ないんやったら、二重行政をなくすために大阪市を消滅させないといけないという、この理屈は、市民に間違ったイメージを与えていますと言っているんです。

だから、この前、本会議で、議場の議員みんなに、大阪市を消滅させないと解消でき

ない二重行政があるんやったら、私に教えてくれと、こう言いましたけど、いまだに返事がありません。どなたからもありません。だから、ないものだと私は思っています。

もう1つは、都市内分権についても地制調の提案以上のことをやっておられるとおっしゃいますけども、我々の提案、やっていることもあるんでしょうけども、これをすべてやって初めて本当の都市内分権が進んでいるものだと思って、我々は今回提案をしました。今おっしゃるように、公募区長が望んでおられるようなことはこれで全てできるんです。住民投票をする必要もありません。大阪市を消滅させる必要もありません。だから、これで1回やってみませんかと言っています。

おっしゃるように、地制調の提案以上のことができているとおっしゃるんやったら、ぜひこの場で検証してください。検証しましょうよ。府市統合本部は評価しています。ただ、足らずがあるから、我々議員も入って、広域戦略協議会と同じ構図だから、議員も入って、よりきめ細かにやりませんか。さらに統一した戦略を練って、国に、府と市はこうやりたいんだという提案も一緒にやりませんかというのが我々の考えです。

だから、市長がおっしゃっているような考え、ほとんど一緒なんです。市長がおっしゃるのは、それ以上やっているというのやったら、検証して、やっているんだったらそれでいいじゃないですか。実現しているんですよ、今現状でというふうに我々は思います。

もう1点、標準行政経費について、各区に分けたらいいじゃないか。それはそうでしょう。でも、そうじゃなくても目的がこの状態で達成できますよ。大阪市が一律のサービス、ミニマムなのかどうなのかわかりませんが、最低限のものは大阪市がコントロールをして、上乘せをする、横出しする、もしくは標準的なものはそのままにしておいて、他のものを新たに裁量経費で区長が住民とよく相談をしてやる。まさにこれが各区が独自の行政ができるわけですから、24区それぞれが、市長が選挙のときにおっしゃったように、24色の独自の行政ができる。これは法律を改正しなくて現状でもできますよと我々は提案をしています。

同様に、道州制のことについても、中央集権なんて僕らは言うたことはないんです。なぜ市長の提案、市長・知事の提案が遠回り、我々のは近回りだと言っているのは、大阪広域戦略協議会を作ったもともとは、道州制への第一歩として大阪から始めましょうということなんです。何が言いたいかというと、仕事の割り振りを、おっしゃったように都道府県がなくなるわけですから、都道府県がなくなったときにもう一度仕事の割り振りをしないとだめですね。例えば都市計画、都市計画を州でやるんですか。どこでやります。そういうことなんです。都構想にして都市計画を大阪市から奪って、政令市から奪って、大阪府もしくは大阪都が都市計画をやりました。次に道州ができました。そのときに、じゃ、都市計画は、スムーズに大阪府、大阪都がなくなった段階ではだめでしょう。どっちがやるのか。僕は多分州ではできないと思うから、基礎自治体に渡すんだと思うんです。

そういったことも含めて、将来の道州制も含めながら、協議しながら、仕事の割り振りができるのは、広域戦略協議会なんです。だから、我々は近道だと。道州がすべて仕事についてはいつでも大阪府が消滅してもいいように、大阪府でやってスムーズに道州に権限を渡せばいいじゃないか。こういう考えでスタートしています。

だから、1回、じっくりと私たちの広域戦略協議会の理念、考え方、こういうのをご質問いただいて、ご協議して、納得していただけるものだと、時間をかけてやりたいなと思っています。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

大阪市会で大阪都構想が集権的であるという表現は、私自身としては若干してきた経過はあるというふうに認識しております。それは、先ほど花谷委員がおっしゃったことと中身的には変わらないかと思うんですけれども、大阪市が政令市という中で、政令市という基礎自治体の中で与えられている権限が特別自治区にばらばらに分割されることによって、都に行ってしまう権限や財源があるということによって、それを集権的だという表現をしているのは事実でございます。

具体的に言いますと、それも先ほど花谷委員がおっしゃいましたけども、例えば、都市計画決定であったりとか、あるいは、児童相談所といった問題について、今、政令市であるから決めている問題が決められなくなってしまう可能性があるということについては、この協議会でも一定して指摘をしてきたというふうに認識しております。

結局のところは、何を集権、何をどこに集権し、何をどういったところに分権していくかということの議論だと思います。それはまさに広域的なことについては広域戦略協議会でやっていきたいと思えますし、分権ということについては都市内分権でやっていきたいというふうに思っております。

ただ、大阪市というところの特徴を全体的にご認識いただきたいというふうに思いますのは、やはり大阪市が都市部であるがゆえに抱えている問題というものをどういった形でスケールメリットなどを生かしながらやっていくことができるのか、あるいは、財政的に大阪市も大阪府も非常に危機的な状況にあって、本当に大阪市という、今現在保っているスケールメリットを損なわせてまでばらばらにすることによって、それが新たなデメリットがメリットより、メリットのほうがデメリットより大きいのかどうかというあたりを、こういったふさわしい協議会でぜひとも、もっともっと詰めて議論をさせていただくことによって、本当に後戻りできない大阪都構想に進んでしまってもいいのかどうか。それ以外に、今日示させていただいたように、現行法制度上でもっともっとできる努力があるのであれば、それを積み重ねていったほうが市民、府民にとってデメリットは少ないという観点から我々は提案をさせていただいているということでございます。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

道州制のところでは花谷委員は、大阪府と大阪市のところだけを考えていらっしゃる

たいですけども、例えば、じゃ、道州制ができたときに、都市計画、これ、大阪市以外の自治体はどうするんですかね。まあ、いいです、だから、これ、大阪府がなくなって、政令市以外のところで、大阪府がやっていた周辺の政令市以外の市町村の部分については、これ、結局同じですよ。道州がやるのか、基礎自治体がやるのか。そしたら、基礎自治体のほうに合併せよなんて、これ、道州をやるときに強制はできませんよね。解決策としては、基礎自治体の何か連携、広域連携みたいなものをつくってもらってやってもらうのかということになるわけです。

ですから、花谷委員は、大阪府と大阪市で戦略協議会というものを、広域の戦略協議会をつくって、そこで調整すれば物事が決まるというのであれば、基礎自治体同士の協議会というものでもできるということですよ。基礎自治体。だって、広域と基礎自治体でも物事が決まる、ですから、基礎自治体としたら早く区に独自の自立権を与えて、自治権を与えて、でも、道州まで上げてやるようなものでないと。でも、基礎自治体単体でもできないようなものは、これはやっぱり、だって、周辺の基礎自治体にも広域連携を組ませてやらせるのと同じように、大阪市内の特別自治区に広域連携を組ませて、そこでやらせればいいんです。

だから、これ、道州の話をして、道州に持っていったら、ちょっと待ってください。まず僕の話聞いてください。道州に仕事を持っていったら、基礎自治体としてはできないものが特別自治区ではできなくなる、だから大阪市を残しておく必要があるんだという理屈は、それは大阪市以外の基礎自治体にも当てはまること。大阪市以外の基礎自治体は、大阪市以外の基礎自治体にきちんと広域連携を組ませてやるのであれば、大阪市内の特別自治区にきちんと連携を組ませてやらせればいいだけの話です。

それと、これ、今の現行法制度で、今のこの地制調のやり方でやればいい、やればいいということなんですけど、今やっているんですよ。やって不都合がいっぱい出てきているんです、これ。これは地制調の、30次地制調の報告書があるけれども、ここまでみんなほかの都道府県も政令市も、ここに行くまでにあと何年もかかります、何十年もかかりますよ。なぜかといったら、もう横浜市と神奈川県とバトルになっているじゃないですか、知事と市長が。全部知事と市長がバトルになるんです。こんなものをやるには、議会でも相当な合意が必要になって、要は選挙で同じような考え方の勢力が同一に占めないと、こんな30次の地制調のこのやり方なんていうのは進みません。

しかし、僕らが今年の、昨年じゃない、その前の統一地方選挙とダブル選挙を踏まえて、30次地制調のところまで一気に来たんです。もう一步上の、今度はこの30次地制調というのは、制度を組みかえられないところはここまでやるけれども、もう一步進んだところに発展しようというのが大阪都構想で、それは二重行政というのも、今ある二重行政を解消するのは協議会で、僕と知事のもと、また府議会、市議会のもとで進めていきますけども、将来の二重行政というものは組織を1つにしておかないと、それは阻止できませんよ。組織が今2つあるから、将来のことが全部二重になる可能性がある。だから、それはしっかりと止めておきましょうということです。

都市内分権も、この30次地制調よりももっと発展させた形でニア・イズ・ベターをやろうと思えば、それはやっぱりそれぞれに予算編成権、やっぱり予算編成権が全てですからね。それを各区に与えていくという、そのもう一步先を進めましょうということ

です。

道州制についての近道と言いますけど、これ、30次地制調、この話のままだったら、絶対に道州制なんて、10年、20年かかっても無理ですよ。道州制なんていうのは役所の再編、都道府県の再編をやらなきゃいけないわけですから。今、まさに大阪府と大阪市の再編という、この大変な作業をやることによって、道州を本気でやる第一歩を踏み出しつつあるわけですよ。これ、道州制、道州制って口では言いますが、都道府県やら何やらをどうやって再編するんですか。それは口ばかりじゃなくて、役所の再編を一遍やってみるといって、この第一歩を大阪から踏み出すということが道州制に一番近い道のりだと思います。

この地制調の西尾会長は、道州制をやったとしても、東京都は残すべきだというふうに言っています、東京都は。これは、花谷委員のいろんな見解と合っているところもあると思うんですが、東京のような大都市の場合には、23区の特別区を残しておきながら、さらには核となる広域行政体、道州の間に入る広域行政体が必要だろうということで東京都は残すべきだという西尾会長の考え方なんです。東はそうなんだったら、西も同じにやったらいいじゃないですか。関西州というものを設けて、そして特別自治区、基礎自治体をしっかり作り、そして、大阪都をしっかりとつくる。東のほうで関東州が何か知りませんが、東京都があるのであれば、こっちも大阪都を残す。ただ、大阪都でやっぱり経済圏が、それじゃ狭過ぎるというのであれば、京阪神経済圏ということで道州と基礎自治体の間の中間的な広域行政体をつくってもいいかもわかりませんが、まあ、バランスがいいのは、道州制の全体の青写真を描こうと思えば、大きなビッグピクチャーを描こうと思ったら、それは道州の中に、東は東京都、西は大阪都を残す道州制というのは、この30次地制調の取りまとめ役の西尾会長が東京都は残すべきだというふうに言っていますので、整合性はありますよ。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

何点言われたのか、ちょっとわからんのですが、まず、道州制のときに、基礎自治体の連携、これはそう思います。だから、小さな市町村というのは置いてきぼりをするので、それは市町村の連携、一部事務組合みたいな形でそこに権限をおろしていくという形がいいと思います。

その場合に、じゃ、大阪市も特別区にしてそれで作ればいいじゃないかと。広域戦略協議会も基礎自治体同士の協議会でいいじゃないかとおっしゃるんですけど、我々は広域戦略協議会というのは、広域行政を一元化するため、二重行政を解消するためなんです。だから、大阪市と大阪府の間で権限をやりとりをして、将来の道州制導入のときに備えましょうということですので、そこは橋下市長がおっしゃっていることは取り越し苦労というか、ちょっとおっしゃっている意味がわからないんです。基礎自治体同士連携するということを目的に広域戦略協議会を言っているんじゃない。大阪市の持っている広域行政的な機能を一緒にコントロールしましょうという仕組みです。二重行政は、

府市統合本部で解消できるんですから、今のままでいけるわけですから、現行制度でやりましょうよと、こういう提案をしています。

道州制は都道府県が反対するだろう。そんなこと、ここで議論したってしょうがないことで、我々は道州制のメリットをきちんと説明をして、反対している人たちにも丁寧に説明をして、こんなにすばらしいものになりますよということをお示しするために道州制基本法をこれから自民党としては国のほうで提案をしていくということですので、反対するところをどう説得していくんですかということと、ここでの議論とは全然関係ないと思います。

もう1つは、東京都を残してもええという西尾会長のお話をご紹介されました。これは、市長が知事時代に、私、質問させていただいていたのは、大阪府域を軸に道州制にしませんかと提案したと思いますよ。当時の知事、橋下市長は、明確に否定されて、エリアが小さいと。だから、道州の目的に添わないとおっしゃってたんです。ああ、そうかと。僕は橋下知事の、当時の突破力を持って、大阪府だけで道州制を先行事例として権限をくれという運動と一緒にやりたいなと思って提案をしていたんですけども、あのとき明確に否定をされていました。

ですから、それを踏まえて、今、大阪都を残したらいいやないかということは、国があって、道州があって、大阪においては大阪都があって、基礎的自治体があるという四重構造を考えておられるわけですか。もしそうであれば、道州と大阪都、ここは、今、市長がつぶしても解決をしないといけないと言っている都構想と同じ関係、大阪府と大阪市の関係になっちゃいますよ。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

そこは議論が必要だということで、西尾会長が言われる、道州と都の関係というのはどういう理屈でそうなっているのかということ、きちんと確認しなければいけません。だから、これは関西というのは2,200万人で、道州にしても80兆円ぐらいのGDPで韓国に匹敵するぐらいの、他の道州と比べても、関東はちょっと別としても、日本の中でも突出しますから、それを基礎自治体と道州だけで運営できるかどうかというのは、これは道州制議論の中でやらなきゃいけないと思うんですよ。道州と基礎自治体の間に、京阪神経済圏というのはやっぱり巨大な都市圏ですから、そこを1つにまとめるのか、それから、東京都方式のように、東京都に並ぶような大阪都というものを中間的な広域行政体にするのか、そこはまだ議論がありますというだけです。

重要なことは、広域戦略協議会、花谷委員が、自民党さんが言われる、協議会、協議会と言われますけども、この体制を考えていくと、これが機能する体制を本当にきっちとつくっていかうと思うと、これがすなわち大阪都になってしまうんです。なるんです。それは、だって、連携協議会と言いますが、それは委員が適当に言いつぱなしでは、これは話にならないわけですね。組織がこれ、しっかり動かないといけない。だから、これは、大阪府庁と大阪市役所の関係部門を統括する組織をつくって、それから、各原課

のほうにも指揮命令が出せるような組織にすれば、広域連携協議会という公選職が集まるのが協議会の形ですけども、事務局はすなわち1つの組織にしないといけないんですよ。

今回は法定協議会、我々は条例案、大阪市議会ではちょっと遅れましたけども、出しますけども、法定協議会をつくっても、これ、事務局というものをつくらなきゃいけない。この事務局は、地方自治法に基づいた内部の共同設置の組織でありまして、これは全国で初になります。都道府県と政令市が共同の内部組織をつくるのが。ラインが1本になるんです。今までは大阪府庁、大阪市役所ということで対等のポストが2列に並んでいたのが、一本化されるんですね。これは全国で初です。これ、すなわち、大阪都の芽なんですよ。1つの組織になるという。

だから、広域連携協議会というのも、本当に動かそうと思えば、このような形でライン1本の、大阪府庁と大阪市役所という、そういう分け目がない、広域連携協議会のもとの府の職員と市の職員がシャッフルした形での組織をつくらなきゃいけない。これはまさに大阪都の芽であって、広域連携協議会というのを本当に普通の自治体のように回していこうと思えば、それがすなわち、その事務局というものは、それは大阪都の組織と完全に一致するんです。

だから、今回、法定協議会を設置したのも、この事務局が、まさに大阪都の組織の芽になります。これをどんどんどんどん拡充していく、関西広域連合も最初は小さい事務組織でしたけども、今、どんどん大きくなってきています。僕はこれがどんどん道州に発展すれば、関西州に発展すればいいと思っていますけども、広域連携協議会とか、協議会、協議会と言いますが、重要なのは行政の事務組織なんです。この事務組織をもっときちんと整備しましょうというのが大阪都構想ですから、協議会、協議会と言ったんなら、その事務局を大阪都としてつくっていきましょうよ、事務局を。その事務局をどうするかが全然議論が抜けているんですよ、協議会主張派の人たちは。

(浅田会長)

山中委員。

(山中委員)

協議会の話じゃありませんけれども、いつまでたってもずっとそればかりなので。

先ほど市長は、地方制度調査会の中間報告ぐらいのことはもう大阪市はやっているんだというふうにおっしゃいましたけど、都市内分権のところはお読みになりましたか。

(橋下委員)

大体読んでいます。

(山中委員)

そうですか。都市内分権、何のためだというところの5ページに、住民自治を強化するための見直しと書いてありますね。都市内分権により住民自治を強化するための見直しと書いてありますね。

でも、先ほどの市長の公募区長を軸になさった、今、公募区長がせっかく就任されても、もっとやりたいのにやれないんだという話は、公募区長のための分権なんですよ、お聞きしていると。実際、区長が、公募区長が就任されてもう半年たちましたけれども、かなめである住民の声を反映させていく仕組みというのは全然前進していないというふうに思います。結局、市長がよくおっしゃる、市長なんてそんな、市民一人一人、区民一人一人のことまで見れませんよとおっしゃいますけども、同じ状況の人たちがあまり区民の一人一人のことを、区長さん、お見えなので、みんなが一律にそうだというふうに申し上げるつもりはありません。区長によって温度差はいろいろあると思いますけれども、区民の方の言うことを真剣に聞こうと別に思っていない人が、市に1人おられたのが、区にも誕生して、区に座っておられるだけという、そういう区も実際にはありますよ。区政会議なんかをやっていたって、今までと何ら変わらないというか、むしろ今までよりも非常にぎくしゃくしてしまっている状況とかというのがあって、やっぱり公募区長を作ったことをもって、これがニア・イズ・ベターなんだではなくて、やはり区民、区政会議、あるいは区民会議、名前はどちらでもいいですが、そういうものとか、地域協議会をきちんと制度化をして、そこから上がってくる声に真摯に市が耳を傾けるという仕組みを作らなければ、こういう公募区長を作ったというだけでこれが都市内分権だというのは、全然、都市内分権とは違う。

だから、やっぱり私たちは、政治の中身こそが問題なのであって、そういう見せかけの制度とかで住民自治が強化できるというふうには思わないんです。だから、そのところは、市長の公募区長を作ったことでこれが都市内分権だというふうに思っておられるとしたら、もうちょっと細かく、きちんと市民の皆さんの思いとかを聞いていただかないといけないかなというふうに思います。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それは、制度の問題と、人の問題をごっちゃにしてましてね、それは今までの大阪市の行政体で、僕がやっている以上のことをやっていたんですか。ちょっと待ってください。区長だって市民局の一部の職員で、それから区政会議だって、普通の任意の会議でしょう。今度、維新の会からの意見があって、地方自治法に基づいた地域協議会という形でしっかり住民の皆さんの声を酌んでいこうという仕組みもつくりましますよ。あと、そういう公募区長、予算をどんどん増額して行って、あと、住民の皆さんの意見を聞いていないというのは、それは公募区長の話ですから、それはまた委員会で追求してください。

最後は、やっぱりそこは住民のほうに向くかどうかというのは、最後は選挙で選ばれるかどうかですよ。そこに尽きるので、まずは今までやってきたことは全然不十分だったのに、今やっていることがだめだ、だめだと言っても、今までの大阪市の区は何だったんですか、あれ。区のほうに何の権限もなくて、住民自治でも何もなっていないじゃないですか。

だから、この都市内分権の地制調のあのペーパーで、今僕がやっているところで、意見を聞いていないとか、そういうことは、それは人の問題ですから別で、制度の問題としてどこが足りないのかを指摘してください。どこが足りないんですかね。

(浅田会長)  
山中委員。

(山中委員)  
ですから、制度の問題としてですから、それは維新の会さんだけではありません。日本共産党も、もっと前から区民会議と、それから、地域協議会を条例化するということは提案してきましたけれども。

(橋下委員)  
法に基づくやつ。

(山中委員)  
もちろんそうですよ。そういうことを……。

(橋下委員)  
いいんですか。

(山中委員)  
そうです。

(橋下委員)  
賛成してくれるんですか。

(山中委員)  
そうですよ。

(橋下委員)  
あら、珍しいな。本当ですか、それ。

(山中委員)  
私が申し上げたのは、市長ご自身が、公募区長を配置をしたことをもって、中身までできたかのようにおっしゃったから、それは違うでしょうということを申し上げたんです。

(橋下委員)  
地制調は政策の中身……。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

済みません。地制調は政策の中身は言っていないですからね、制度の枠組みを言っている、その枠組み自体は、もう地制調の枠組み以上のところまでは今行っています。政策の中身が問題であれば、それはまさに人の問題、政治家の問題、僕の問題でもありますから、そこは議会を含めて議論していきましょう。ただ、枠組みとしては、もう地制調の制度改革の話以上のところまで、今大阪市は走っていますよ。

(浅田会長)  
柳本委員。

(柳本委員)

先ほどの公募区長の話で、私自身も、市議会でも一応一定評価させていただいてまして、都市内分権の流れとして、区に裁量予算を増やしていこう、また、人事権を付与していこう、この流れについては一応賛同の表明をさせていただいております。

ただ、その中で、公募区長からもっと権限が欲しい、財源が欲しいという声が出てきて、その上で、やっぱり都構想じゃないとだめじゃないかというご提案ではあるんですけども、そしたら、その欲しい権限や財源が本当に都構想によって得られるかどうかということが甚だ疑問で、本当だろうかという思いがございます。今の限られた財源の中で、また都構想になることによって一定の財源を都に吸い上げられるというか、召し上げられる中で、本当に特別自治区というところに、今、区長が欲しておられるという財源と権限が、権限は一部与えられるかもしれませんが、欲しい、事業をやりたい財源が本当に与えられるかというのは、この間の議論の中でもまだ証明されていないというふうに思います。

(浅田会長)  
橋下委員。

(橋下委員)

そこは非常に重要なところですから、そこを公募校長の意見を聞きながら、この制度設計をやっていく。それは、なぜかといったら、権限と財源、権限と財源というところで、そこだけじゃないんです、区長の仕事というのは。組織をマネジメントしなきゃいけないというところで、単なる権限と財源の話じゃなくて、日々、これ、区長は悩んでいます、局との関係で。きょうも区長とのミーティングをやりましたけども、やっぱり局の一部、これはほんとうは区でやりたい、だけれども、これはさっき言った水準の、何でしたっけ、水準的な行政をやるために、水準行政経費、あの部分をやるために本庁でも組織を持っておかなきゃいけない。まず、これ、大阪市内で二重行政になっています、

完全に。これは大阪府と市の二重行政だけじゃなくて、僕が今都市内分権を進めていくことによって、どんどん区が権限と財源を持ち、そして、組織もマネジメントする力を持ってきたときに、完全に二重行政、今度は本庁と区ですね。これ、区政運営でいろんな企画立案をやりたい。教育行政もそうです。教育についても職員が欲しいというときも、本庁と区で二重行政になってしまって、職員が配置できないんですね。

だから、この辺はきちんと、机上の論じゃなくて、区という組織をしっかり作っていくんだったら、それにあえて大阪市というまた組織を持つ必要はないですよ。それは区のほうでできるんですから。区でできることは区で渡す。それは区でできることは区でやらせようという補完性の原則だとみらいさんも言っているわけですし、区でできることをあえて大阪市でやる必要がないじゃないですか。だから、そういう制度設計をしていきたいと思いますということなんです。

(浅田委員)

木下委員。

(木下委員)

一体何を言うてはるのか、僕はよう理解でけへんで、改めてちょっと指摘だけはしておきたいと思いますけども、公募区長に丸投げをしている今の市長のマネジメントのあり方について、これは本題ではありませんけども、指摘だけはさせていただきたい。

ニア・イズ・ベターというのが公募区長の着任によって、前区長時代よりも向上しているという評価をしているチェック体制が、本当にきちっと市長がチェックされているのかどうか。区民の意識の中で、公募区長の評価が伴わない区もあるということだけはきちっと認識をしておいていただかないといかんのが1点。

それから、公募区長が権限と財源、どの部分で何を求めているのか、きちっと明確にお示しをいただきたい。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

今、木下委員の言っていることが、まさしくそうで、公募区長が中途半端なんですよ。区民が選ぶ区長をつくらないかんのですよ、公選で。そして、その区長が予算編成をして、執行して、その区長をかえる権限を区民が持つべきなんです。区長がそれを、各区にそういう区長ができて、予算編成権、それをつくれる、執行部ができて、それをチェックする仕組みができたなら、これは大阪市というところで全体をやっていく必要は、大阪市内で全くなくなるじゃないですか。

だから、木下委員が言われるように、今の公募区長は、これは過渡期において、発展途上においての、まあ、言うたら、中途半端な部分ですよ。だから、公選区長をつくれればいいじゃないですか。

(木下委員)

余計なこと、かまんというて。

(松井委員)

そのとおりやがな。

(木下委員)

やかましいよ。

(松井委員)

何がやかましいんや。

(木下委員)

僕が市長に言っているのは、任命権者である市長としての、きちっと区長のオペレーションができていますかという点と、それから、権限と財源をきちっと、どういう部分の権限と財源を求められているのか、きちっと議会にもお示しをいただきたいということを申し上げている。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

木下委員、ほんとうに論理矛盾がどんどん甚だしくなりましたよ。区長に丸投げ、丸投げと言いますけど、じゃ、住民自治というものをどんどん強化していったら、市長の手元から離れていくんですよ。このバランスなんですよ。だから、今の状態というのは、僕が市政運営の基本方針を示しながら、細かなことについて、区について僕が指揮命令をやったら、全然住民自治でも何でもないじゃないですか。丸投げというふうに言われましたけどもね、住民自治というのは市長のもとから完全に独立することが住民自治ですよ。でも、これね、今の公募区長が僕から離れて、好き勝手なことをやったら、これは公募区長の正当性、民主的な正当性がないから、一応僕の基本的な方針に基づいて、やっぱり違うものは違うとか、給食だって何にしたって、ほんとうは区長はこうやりたいんだけど、僕がこうだと言ったら区長はやっぱり僕の言うことを最後は聞かなきゃいけない。これはバランスで、それが本当に住民自治ですかと言ったら、違うじゃないですか。

だから、さっきの、公募区長は、住民の皆さんに評価を得ていない公募区長がいるというように言いました。確かにそうでしょう。でも、それは僕ら、公選職もそうじゃないですか。木下委員は、じゃ、阿倍野区民全員から評価されているんですか。みんな、僕らそうですよ。反対の意見もあれば、評価されることもある。そんなのを簡単に、公募区長は評価されていないなんていうのは言語道断ですよ。それは最後、選挙で決めるしかないんです。だから、今までの、職員区長が、市民局のもとにあった区長がみんな

住民から評価されていたんですか。それは一部の木下委員の周りには地域振興会の会長さんとか、そういう人たちが評価していたかも知れないけども、ほかの一般の阿倍野区民全員が評価していたんですか。わからないから、だから選挙で選ぶ必要があるんじゃないですか。

今の都市内分権のこの話でも、副市長並みとか、特別職なんてやっていますよ。こんなの、中途半端ですよ。本当にそれが住民のために働いているのかどうなのか、わからないじゃないですか。だから、僕らはちゃんと公選区長を選びましょうと言っているんです。公選区長にしたらはっきりするじゃないですか。住民がいいかどうなのか。公選区長にしたら、予算の編成権だっただんどん渡せられる。ここの論理矛盾、都市内分権の論理矛盾は、皆さんは区にだんどん予算を与える、与えると口では言う。2,000億円の予算、あれ、花谷委員、2,000億の予算、選挙で選ばれていない区長に丸投げしていいんですか。今の木下委員との話の整合性は何ですか。丸投げ。2,000億円の予算なんか渡したら、こんなのは民主的正当性はなくなりますよ。これは単純に言えば、都市内分権をやって予算を渡せ、渡せと言うんだったら、民主的正当性を持たせるために選挙で選ぶしかないんです。

(花谷委員)

言いましたよ。うちは。

(橋下委員)

じゃ、選挙で選ぶのはオーケー。

(花谷委員)

うちはオーケーやで。法律改正が必要やけども、見てくれた、さっき説明したけど。

(橋下委員)

選挙で選ぶのはオーケーなんですね。じゃ、それで制度設計をしましょうよ、それも含めて。含めて制度設計をしましょうよ。

(浅田会長)

柳本委員。

(柳本委員)

今回我々が提案させていただいたのは、地制調の方向性も含めて、そういったことを現行法制度でも公選もできるか、そういうことを検討しましょうということを提案させていただいたんです。

(橋下委員)

じゃ、法定協議会をしっかりとやりましょう。法定協議会でやりましょう。

(浅田会長)

大橋委員。

(大橋委員)

はい。大橋です。当てていただきましたので、ちょっと発言、済みません。

議論が非常に深いところまで、細部にわたってされてまいりました。かなり合意形成のところに来たように感じております。実は、前回、第6回の大都市推進協議会で動議を提案させていただきまして、その動議の採決に際して、区割り案を示すべきやという一部の会派の先生方からのご意見もございました。それで、本日、第7回、開催されまして、市長試案ということになりましたが、区割りの試案が示されました。これをもちまして、動議で採決された法定協議会に移行して、そして、さらに深く議論を進めるところまで議論は到達したのではないかというふうに思っております。

冒頭、橋下市長からも示されました基本的な考え方の中で、ポツ3で、今後の新たな特別区の制度設計を議論する法定協議会の場において、この市長試案をたたき台として提示し、議論を深めたいということについてのご意見、あるいは反論はなかったように考えておりますので、どうか皆様方の合意をもちまして、本推進協議会については閉会していただき、直ちに、府議会でも規約可決しましたので、法定協議会へと移行していただきますよう、大阪市会の皆様方におかれましても、ぜひともご協力のほどをお願いしたい、かように思っております。

(浅田会長)

中村委員。

(中村委員)

大橋委員からびっくりするような話が出てきましたけれども、うちも第3回の協議会で考え方を申し上げて、今日、また、前回出していただいた財政調整ですね、この財調について、うちはこう思うよと、こういう申し上げ方をしたんですが、それに対して橋下市長のほうから、現状、6,400億円、現実に大阪市自身が市内での、いわゆる財調をやっているじゃないのというような話だとか、いろいろなご意見がありました。

要は、最後に言われたと思うんですけども、特別自治区というのは本当に基礎自治体なのと。あるいは、大阪市は本当に基礎的な自治体なのというお話がありましたよね。僕は本当にそこだと思うんですよ。そのことで、やっぱり私たちは、市長がおっしゃったように、住民の意思がどれだけ市政の中にしっかりと反映できるのか、ニア・イズ・ベターという言葉をよく使われますけれども、だから、それは当然大きいよりも小さいほうがいいわけで、広いよりも狭いほうがいいだろうと。

だけど、そのことによって失われていく大切なものもあるんじゃないのということを我々は申し上げているわけですよ。そして、それと同時に、行政機能はどうすれば最も機能的な状況になるのかと。そのために人事や予算、こういったものをどうするのかと。ということで、これからも議論をしたいなと思っていたら、途端に、またこういうお話が出ましたから、ちょっと今、非常に申し上げにくいんやけれども、本当に我々もやっ

区割りという、これは4つのたたき台ですから、この区割りについてどう思うかということ、また次回に申し上げたいなど。我々も真剣に勉強したいなど、こう思っていたんですけれどもね。

だから、やっと意見交換ができ始めたなど、こう思っているんですよ、正直なところ。基礎自治体とはそもそも何なのと、僕、本当にここを詰めなければいけないと思うんですよ。だから、そういった議論を僕はしっかりやっていただくために、今、大橋委員からそういう話があったけれども、やっぱりもうちょっとしっかり議論していただきたいなど、そういう思いだけ申し上げておきます。

(浅田会長)

はい。ありがとうございます。今の大橋委員のほうから、法定協議会への移行のご提案がありました。法定協議会……。

(木下委員)

意見を言わせてください。

(浅田会長)

ちょっと聞いてください。法定協議会へ移行するに際して本協議会を閉じてはというご提案でございます。協議会規約におきまして、協議会の廃止については協議会の合意が必要とされております。本協議会の取り扱いについて、協議したいと思いますが、木下委員、関連ですか。

(木下委員)

はい。

(浅田会長)

木下委員。

(木下委員)

今、この協議会を閉じて云々というお話がありました。そもそもこの協議会は、条例に基づいて設置をされた協議会でありまして、第1回の会長からのご発言の中にも、3月末までに10回程度開催することとし、1年をめどに一定の結論を得るものとするというご発言がありました。

この大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例によりますと、この条例は、この協議会は、第9条で、地域の実情に応じた新たな大都市制度に関する基本計画を策定するものとするとされているんです。策定もされていないのに閉じるということは、この条例を否定しかねない状況になるのではないのかなと。

さらに、この基本計画の中には、第10条で、大都市制度に関すること、広域自治体のあり方に関すること、基礎自治体のあり方に関すること、議会のあり方に関すること、新たな大都市制度についての手続に関すること、そして、各号に掲げるもののほか、大

都市制度に関する事、これらのものを取りまとめて基本計画を策定することとされていますけども、本協議会においてまだそれぞれの立場しか表明されておらず、議会のあり方に関する事に対しては全くノータッチになっています。

そういう意味では、条例に定められた協議会でありながら、条例で基本計画を策定するというふうにならわっているにもかかわらず、この策定もせずに、冒頭、第1回で、会長自身が1年をめぐりに一定の結論を得るものとするというようなことをおっしゃっておられたにもかかわらず、この協議会を閉じるということは、私は、条例に基づく協議会としては、これはいかなるものではないのかなと思うんですけども、会長自身がきちんと第3回でも、論点整理についてまとめられて、その論点についてどのような議論が行われたのか、十分な議論が行われたとお考えなのかどうか、お尋ねしたいと思います。

(浅田会長)

今まで、今日を含めて7回やらせていただいて、十分な議論はなされてきたと思っております。それで、今、木下委員、ご発言がありましたけども、昨年4月に立ち上げる前に条例を制定していただきましたときは、法律がまだ未整備、できておりませんでした。この条例をカバーするような法律ができて、趣旨は同じであります。趣旨が同じ法律ができて、その場に移して協議をする。大橋委員からのご提案は、法定協議会に移行して議論を続けてはどうかと。その前提として、本協議会を閉じるということになりますから、条例設置の協議会における議論内容は、当然そこに継続されるものと会長としては認識しております。

したがって、条例設置の協議会、あるいは法定協議会、両方継続してやるということは無駄であると思われます。今までの議論を踏まえて、積み重ねて、ただ、条例設置の協議会から法定協議会へ移行するだけの話ですから、何ら不都合はないと私は考えております。

木下委員。

(木下委員)

法定協議会は、特別区設置に関する法定協議会なんです。いわゆる特別区の設置に関する法律に基づく協議会なんです。ここは、大都市のあり方について議論する協議会の場であって、これからの大阪にふさわしい大都市のあり方を議論する場と、特別区を設置するという前提の話、そこまで議論が深まっていないと思います。

(大橋委員)

動議が通りました。

(木下委員)

協議会を閉じる動議なんて出ていないですよ。

(大橋委員)

今出しました。

(木下委員)

通ってないから。

(橋下委員)

そしたら、特別区設置に関する協議会の中で、違う話もされたらいいじゃないですか。そういう意見も言われたらいいじゃないですか。

(花谷委員)

法定協議会の条例提案はそんな、なってない。

(木下委員)

なってない。

(松井委員)

特別区設置協議会で、各区割りの話、されるわけでしょう、住民、ニア・イズ・ベターの枠はどういう枠がいいのか。今の24区なのか、5区なのか、7区なのか。そのことによって住民がどういう声があるということも皆さん、市議員なんですから聞いてこられるわけでしょう。財政調整も、特別区での財源は2,000億しかないのか、2,000億もあるのか、6,000億のすべてを特別区でやれるのか、その議論も、中身は特別区設置協議会の中で、法定協議会でやるわけですから、同じじゃないですか。何を協議会の入れ物の枠にこだわるのかがよくわかりませんから、会長、もう、採決、お願いします。

(浅田会長)

花谷委員。

(花谷委員)

市長、今、すごく重要な発言をしてくれましたやん。法定協議会にその目的を入れていただけるんやったら議論できます。

(橋下委員)

入れません。

(花谷委員)

えっ、入れる言うたやんか。

(橋下委員)

意見として言ったんです。

(花谷委員)

だから、そちらのほうで、これから大阪市で法定協議会設置条例を審議するんやったら、目的のところに入れてくださいよ。入れていただいて、それで大阪府の修正案、条例の修正があったら、私たち、またそれに対して審議しますよ。

(浅田会長)

橋下委員。

(橋下委員)

それは入れませんが、多分自民党さんと、これ、合いますわ。だって、公選区長を認めて、2,000億円の予算編成権を渡すんでしょ。そしたら、組織を、自民党さんが考える公選区長で2,000億円の予算を扱う区の組織と、それから大阪市の組織、こんなの2つなんか残したら、とてもじゃないけどとんでもない組織になるから、これは、だから、そういう話をやったらいいので、ペーパーをつくってもらって、また読みますから、早くこの協議会で議論しましょう。

(浅田会長)

松井委員。

(松井委員)

もうこの推進協議会か、法定協議会か、枠の会議の場所の設定でどうのこうのということじゃなくて、中身の議論をしたい、したいとおっしゃるんなら、ここで時間稼ぎをしても一緒じゃないですか、木下委員。だから、法定協議会で中身の話をすれば、十分。会長、早く採決で決めてください。

(浅田会長)

木下委員。これが最後です。

(木下委員)

会長が、今7回の議論は、きちっと議論が行われたというふうに言うてますけども、前々回は8月31日なんですよ。第5回協議会で公明党さんが出された資料の中に、これまでの協議について、これ、第5回ですよ。これまでの議論を総括すると、ここ数回は意見がかみ合わない状況が続いており、具体的な議論が進んでいないことは府民、市民の目線からしてもこの協議会にとってマイナスではないかという指摘をされているんやけれども、会長はそういう認識でないということですね。

(浅田会長)

公明党さんは何も発言をされておられません。

(木下委員)

ペーパーが出ている、資料が。書いてある。

(浅田会長)

その後、何の発言もございません。

(木下委員)

じゃ、公明党さんはそれで議論が尽くされたというふうにお考えでいいですね。

(松井委員)

具体的な議論も、そういう法定協議会に入って、もっとやればいいんです。会議体の、どの会議体にこだわる必要は何もありません。先ほどから、大橋委員からも発言がありましたので、会議体を一本化に絞りましょう。法律が制定されましたから、法定協議会で、僕はそっちの会議体に議論を移すべきだと思っていますので、委員の合意を諮っていただきたいと思います。

(浅田会長)

わかりました。

それでは、協議会の廃止、もちろん法定協議会への移行が前提ではありますが、協議会の廃止は協議会での合意と規定されておりますので、採決で決めさせていただきたいと思います。いいですか。

(花谷委員)

採決するんやったら、意見開陳をして。

(浅田会長)

意見開陳。

(花谷委員)

採決するんやったらね。せんと、継続しましょうよ。

(松井委員)

採決しよう、もうね。。

(浅田会長)

そしたら、花谷委員から意見開陳の申し出がございますので、意見表明をお願いいたします。小林委員。

(小林委員)

もしこのまま採決に入るんでしたら、私らのほうからも意見表明をさせてください。

(浅田会長)

はい。それでは、花谷委員と小林委員のほうから意見開陳の申し出がありますので、採決に先立って……。清水委員。

(清水委員)

私たちも、府議会は法定協議会の移行を進めましたので、今の動議についてのうちの考え方も一定述べる必要があると思いますので、意見開陳させてください。

(浅田会長)

はい。わかりました。

それでは、自民と、それから民主、公明のほうから意見開陳の申し出がありますので、採決に先立ちましてそれぞれの会派から意見の表明をお願いいたします。

まず、それでは、自民からお願いします。花谷委員。

(花谷委員)

それでは、採決に移るということでしたら、我が会派の意見と態度を表明させていただきたいと思います。

我が会派は、大阪都構想のように、大阪市を消滅させるほどの制度見直しについては、なぜその必要があるのか、そうした根本的な点について府民、市民に丁寧に説明し、正しく理解していただくことが大事だと考えています。

この観点から、これまで知事・市長に何度も質問してまいりました。大阪市を消滅させないと解消できない二重行政はあるのか、ワン大阪でないと大阪は発展しないのか、大阪都になったら景気がよくなるのかとの我が会派の質問に対して、知事・市長は、全く正面から答えておらず、不誠実きわまりない態度に終始してきたことは、極めて遺憾です。

また、知事は、条例協議会では十分議論を行ってきた、条例協議会は役割を終えたと府議会本会議でも言われておりましたが、議論はまだ不十分であります。第1回協議会で、浅田会長は、平成25年3月まで10回程度議論を行い、基本計画の策定に向けた一定の結論を得ると発言されておりました。我々は、区割り案なしでは議論ができないと最初から言っておりましたし、区割り案の提示を求めてまいりました。本日ようやく区割り案が出てきたと思ったら、議論を深めていくどころか、すぐさまこの協議会を閉じてしまうというやりかたは、極めて遺憾であります。

我が会派といたしましては、本日の協議会でも財政調整について新たな問題点も指摘し、都市内分権について新たな提案をしています。こうした点についても引き続きしっかりと議論していただきたいと思います。

なぜ、現行制度における改革ではなく、都構想が必要なのか、この点の議論が生煮えのまま特別区の設置を前提とする法定協議会に議論をゆだねてしまうのは、数の力に物

を言わせる、都合の悪いことには答えない、住民無視、拙速と言わざるを得ません。

さらには、そもそも府と市の大阪にふさわしい大都市制度の推進に関する条例の第9条で、この協議会は、地域の実情に応じた新たな大都市制度に関する基本計画を策定するものとするとしてされており、第10条では、基本計画に定める事項として、1つ、大都市制度に関する基本的な方針に関すること、2つ、広域自治体のあり方に関すること、3つ、基礎自治体のあり方に関すること、4つ、議会のあり方に関すること、5つ、新たな大都市制度についての手続に関すること、6つ、前各号に掲げるもののほか、大都市制度に関することといった6項目が規定されています。これを途中で投げ出し、この協議会を閉めてしまうというのは、条例の趣旨に反するのではないのでしょうか。引き続き、この条例協議会でじっくり議論していくことが重要と考えます。

以上、申し上げました理由から、我が会派としては、今の状態ではこの協議会の廃止には反対であることを表明し、我が会派の意見開陳といたします。よろしく申し上げます。

(浅田会長)

小林委員。

(小林委員)

同じく、私たちの会派としましても、本協議会の廃止について、採決に移るというのであれば、府議会、市会の私たち会派の意見と態度を表明させていただきたいと思えます。

私たち会派は、これまで府市のさまざまな政策課題について、現行制度のもとで十分な協議により解決は可能であるにもかかわらず、あえて大阪市が解体されるような大都市制度の設計を急ぐ必要はないという立場です。これは、新たな大都市制度の導入より、これまで大阪府と大阪市が担ってきた2つの政策エンジンのうち、1つが消滅し、エンジンのパワーが低下することが考えられ、府民、市民にとって行政サービスの低下や、大きなマイナスにつながるものと思われまます。

府と市の再編により、政令市である大阪市は分割されてなくなり、新たにできる特別区は、自主財源に乏しく、調整交付金に大きく依存する力の弱い自治体となる可能性があります。大阪市を取り巻く様々な課題についてどのような手法で解決するのか、大阪にふさわしい大都市制度とはどのような姿なのかなど、これまでの6回から7回程度の本協議会では十分に議論が深められたとは言えず、まだまだ数多くの問題が残されており、あらゆる観点の議論が必要です。

知事・市長は、昨年の特設法が成立したことをもって方向性が決まったように言われますが、これはあくまで手続法であります。この手続法に基づく法定協議会は、まさに大阪市を解体し、複数の特別区に分割するという1方向のみに向かおうというものです。

今後、新たな法定協議会において税財源の配分などの財政調整問題をはじめとして、特別区の名称やエリア、事務分担など、多岐にわたる議論で、議論全てが大阪市を解体し、幾つかの特別区による行政サービスを行うという結論ありきで議論されることに危

惧を持っています。今後、真に府民、市民にとってどのような大阪のあり方がよりよいのかということ十分に議論することを強く求め、本条例協議会の廃止には反対であることを表明し、私たち会派の意見表明とさせていただきます。

以上です。

(浅田会長)

清水委員。

(清水委員)

それでは、公明党、我が会派の見解を表明させていただきたいと思います。

これまでも本協議会におきまして、我が会派は、大阪にふさわしい大都市制度を考えるに当たりましては、現行の政治制度を見直して、府市双方が担っている広域機能を一元化すること、また、大阪市についても、自治機能の強化の観点から抜本的に見直し、現行制度にとらわれず、あるべき姿を追求することにより大阪全体を再構築することが必要と、このように主張してまいりました。こうした方向性につきまして、前回のときも法定協議会への移行を我々としては推進してきたところであります。

これまでの議論の経過、確かにかなりさまざまなご意見が出てまいりましたけれども、やはり議論の前提をしっかりと明らかにした上で、具体的な制度設計を議論する。その中で問題点を明確化し、その解決策、また、可能性、もしかしたら、そこに矛盾が明らかになるかもしれません。そうしたことを具体的な形で議論することが必要だろうと考えています。

今後、法定協議会におきましては、こうしたことがきちっと住民の皆さんに丁寧に説明ができるように、その意見を十分にまたお聞きしながら、私たちは拙速に結論を得るのではなくて、丁寧に議論を積み重ねていくべきと考えております。そのことが地域みずから自治の姿をつくり上げ、私たち公明党が最終的な目標としている地域主権型道州制への道を大きく開くものと考えています。

ただ、この議論を進めていく上に当たりましては、かなり広範囲な制度設計に集中して取り組む必要があると思いますので、大阪府、大阪市、議会も行政も含めまして、かなり精力的に集中して取り組むことが必要と考えております。

そういうことから、私たちといたしましては、この本協議会につきましては廃止をし、法定協議会のステージで議論を集中してすべきである、このように考えておりますので、今申し上げましたことを我が会派の意見開陳とさせていただきます。よろしく申し上げます。

(浅田会長)

ありがとうございました。

意見開陳は終わりました。それでは、採決に移ります。

本協議会の協議結果を踏まえた上で、法定協へ移行するということを前提に本協議会の廃止に賛成の方はご起立願います。

起立多数であります。よって、大阪にふさわしい大都市制度推進協議会については、

本協議会としては廃止ということに決しました。今後、条例廃止の事務につきましては、府議会、市会の2月議会での議決を経ていくこととなりますので、よろしくお願い申し上げます。

本日は、これで終わらせていただきます。ありがとうございました。